

県外からの志願 Q & A

令和8年9月 山形県教育局高校教育課

Q 1 : 県外からの志願が認められるのは、どのような場合ですか。

A : 次の志願資格の条件のいずれかを満たす場合に、県外からの志願ができます。

- ① 県外の小学校等を令和9年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者
- ② 県外の小学校等を令和9年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

Q 2 : 県外からの志願手続きを行いたいのですが、どのように進めたらよいでしょうか。

A : 次の手順を参考にして、進めてください。

- ① 県外からの志願資格の条件に該当するか確認し、必要に応じて、山形県教育局高校教育課（TEL : 023-630-3165）に相談してください。
- ② 9月15日（火）から10月16日（金）までの間に、申請書類を山形県教育局高校教育課長あてに、簡易書留で送付してください。なお、「県外等からの志願許可願」には、在籍する小学校等校長の証明が必要です。
- ③ 山形県教育委員会で審査をし、適正であると判断した場合、志願許可書を交付します。
- ④ 在籍する小学校等へ山形県公立学校Web出願システムを利用するための志願者アカウントの作成等を依頼し、実施要項に従って出願手続きをしてください。

Q 3 : 県外からの志願許可の申請には、どのような書類が必要ですか。

A : ① 県外等からの志願許可願（様式は、山形県のホームページにある「令和9年度山形県立中学校入学者選抜情報」から印刷できます。また、右の二次元コードからも確認できます。）



- ② 志願資格の条件を満たすことを証明する書類
・一家転住等の事情を証明する書類 ・住所に関する証明書
- ③ 返信用封筒（長形3号とし、あて先等を明記し、簡易書留郵便料金460円分の切手を貼付）

Q 4 : Q 3 ②の「志願資格の条件を満たすことを証明する書類」とはどのようなものですか。

A : 転住の理由により以下の例が考えられますが、詳しくはお問い合わせください。

理由	証明書の例	備考
保護者の転勤	転勤証明書 居住地の証明書	社宅証明書や賃貸契約書等、居住地の証明が間に合わない場合は、確定した段階で提出
保護者の転職	内定通知書 居住地の証明書	
県内への転居	居住地の証明書	新築の場合は、建築確認通知書など
祖父母との同居	①祖父母の住民票謄本 ②祖父母の戸籍謄本 ③保護者の戸籍謄本	住民票記載の現住所を、新たな居住先住所とすること。

Q 5 : 保護者が転勤する予定なのですが、転勤後の居住先が未定の場合は、どうすればよいですか。

A : 会社からの内示書の写し等、転勤を証明する書類を先に提出し、居住地が確定した段階で居住地の証明書を提出していただきます。

Q 6 : 祖父母と同居したいのですが、保護者の仕事の関係で家族全員一緒には転居できない状況です。県外からの志願は認められますか。

A : Q 1 ②の「特別な事情」に該当するかどうか判断しますので、山形県教育局高校教育課（TEL : 023-630-3165）にご相談ください。

Q 7 : 確実に一家転住する予定なので、住民票を前もって居住先に移そうと考えていますが、何か問題がありますか。

A : 住民票は移すものの、卒業までは現在の小学校に在学する場合、この小学校を所管する市町村教育委員会に対し、区域外通学の申請をし、許可をもらう必要があります。